

**ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(国内制限措置の延長と一部変更)**

2021年4月19日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更するとともに、一部地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、4月26日午前6時までとなっています。

■今回の延長にともなう主な変更点は次のとおりです。

(1) 特定の民間部門の従業員・公共部門の職員に対する週1回のセルフテストの義務化(スーパーマーケット、食料品店、飲料品店を含む小売店、飲食店、運送業、理髪店、清掃業、ロッタリー店、行政サービスセンター(KEP)、裁判所等が対象)。

(2) 自動教習所が一定の条件下で再開(オンライン講習、従業員のセルフテスト等)。

■「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210419\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210419_kokunai.pdf)

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210419\\_gaishutsu.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210419_gaishutsu.pdf)

■各警戒レベルとその対象地域(4月19日時点)

(1) レベルB(警戒レベル)

下記レベルC以外の全地域

(2) レベルC(危険レベル)

アッティカ県(アンギストリ市、イドラ市、キシラ市を除く)、アハイア郡、ビオティア郡、エヴィア郡(マンドゥディ・リムニ・アギアアンナ市、イスティエア・エディプソス市、カリストス市、キミ・アリベリ市、スキロス市を除く)、エヴリタニア郡、アルカディア郡、コリンシア郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、キルキス郡、ペラ郡、コザニ郡、レスボス郡、ザキントス郡、コス郡、カリムノス市、ロドス市、ヒオス市、アノヤ市、レシムノ市、ハニア市、イオアニナ市、コニツァ市、セレス市、アンフィポリ市、ベリア市、カストリア市、オレスティダ市、グレベナ市、コザニ郡ボイオス市ガラティニ村、カルディツツァ市、イリダ市、ラミア市

(今回新たにレベルCとなった地域)

タソス郡、キシノス市、フェストス市、北ジュメルカ市、シンディキ市、ピドナ・コリンドロス市、カバラ市、ディディモティホ市、マロニア・サペス市、ボロス市

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)